



パートさんに新たに社会保険を適用する企業様

パートさんの週所定労働時間を延長したため、新たに社会保険を適用した場合は、助成金がもらえることをご存じですか？

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

マニュアルはこちら



★労働時間延長メニュー

下記①～④いずれかの取組を行うと、1人あたり**30**万円が支給されます。

- ① 週所定労働時間を**4時間以上**延長し、社会保険を適用
手取り減少可能、給与増額要件なし
- ② 週所定労働時間を**3時間以上4時間未満**延長し、社会保険を適用
手取り減少禁止、給与増額要件あり（基本給5%以上アップ）
- ③ 週所定労働時間を**2時間以上3時間未満**延長し、社会保険を適用
手取り減少禁止、給与増額要件あり（基本給10%以上アップ）
- ④ 週所定労働時間を**1時間以上2時間未満**延長し、社会保険を適用
手取り減少禁止、給与増額要件あり（基本給15%以上アップ）



本コースの対象になる労働者とは？

- ・現在の事業所において過去2年以内、社会保険に加入していないこと
- ・過去6ヵ月以上、継続雇用されていたこと



ポイント

- ②③④（延長4時間未満）の場合、社会保険適用後、手取りが減少しないこと。
※①（延長4時間以上）の場合、手取りが減少しても問題ない。
- ②③④（延長4時間未満）の場合、基本給の増額のみでの対応が必要。
（上記数値の基本給増額を行って、残りは手当で対応は不可）
- 正社員は対象外。従って社保加入と同時に正社員化する場合は申請不可。
- 特定適用事業所（厚生年金保険の被保険者数101人以上）の企業様に限っては、上記コースに加えて「手当等支給メニュー」が併用できます。
- 本コースは、2023年10月1日以降の取組みが対象となります。

★現在、特定適用事業所でない企業様（100人以下の企業様）

扶養の範囲内（年収130万円）で勤務するパート従業員が、新たに社会保険に加入する場合（週所定労働時間30時間以上）、5時間以上の延長が必要になると考えられます。従って実質的に「①のコース」が申請になると考えます。



受給までの大まかなスケジュール

キャリアアップ計画書作成※ → 社会保険加入・労働時間延長

6ヵ月以上の雇用期間（社会保険未加入）

6ヵ月以上継続雇用（社会保険加入）

申請期間（2ヵ月以内）

※令和5年10月1日～令和6年1月31日の社会保険加入については、キャリアアップ計画書が未提出（後から提出）でも助成対象となる特例期間となっています。

令和6年2月以降は社会保険加入前にキャリアアップ計画書の提出が必要となります。



提出書類、揃ってますか？

- 就業規則（週所定労働時間）
- 賃金台帳（社会保険適用前後6ヵ月）
- 出勤簿またはタイムカード
- 雇用契約書または労働条件通知書（社会保険適用前後）

※上記以外にも求められることがあります。（詳細はマニュアル参照ください）

本助成金の詳細な問合せ先

兵庫労働局 ハローワーク助成金デスク 電話番号：078-221-5440

【過去3年以内に先端設備等導入計画の認定を受けた企業様向け】

令和6年1月31日までに各市町村への各書類の提出をお忘れなく！！

対象設備に対して固定資産税の特例を受ける場合には、毎年1月31日申告期限の固定資産税（償却資産）申告書の提出時に、各市区町村に確認書類を提出いただく必要があります。

本年に新たに先端設備等導入計画の認定を受けた企業様はお忘れないようにご注意ください。

なお、昨年、一昨年に認定を受けており、市区町村に提出が漏れている方もお忘れなくご注意ください。

顧問税理士と契約されている場合は、顧問税理士にご確認をお願いします。

【先端設備等導入計画とは？】

取得した設備に対して、「先端設備等導入計画」の認定を受けた場合、取得した設備に対して、新たに固定資産税（償却資産）が課せられることになった年度から3年間、特例割合をゼロとするものです。

本情報は、令和5年11月1日時点の情報を掲載しております。

本件は、各営業店の担当者までお問い合わせください。支援担当者をご説明させていただきます。

※当組合は、補助金・助成金・支援策等の

お客様にとって有益な情報の提供をさせていただいておりますが、当組合がお客様の申請を代行することはございません。



兵庫県信用組合



事業者向けメールマガジンのご登録はこちら